

長浜市立湯田小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) 学校が対応するいじめの範囲

いじめと定義された事案に関しては、学校の内外（LINE、オンラインゲーム、課金、器物損壊、下校中、休日など）に関わらず、学校が対応する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導いじめ防止推進委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解（語る会）

月に一度程度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、全児童を対象としたアンケート結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとり存在感や成就感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学級集団の背景、学級の実態と問題点、教師の観察などを考え、職員研修で共通理解を図る。
- 定期的実施する児童へのアンケート後に学級担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- 養護教諭や生徒指導主任、教務、教頭などが日頃の人間関係をフルに活用した教

育相談を充実させ、担任以外の教員も問題の早期発見に努める。

(4) たてわり班活動の実施

- たてわり遊びや色別活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- スマホ規定を配布し、保護者へ啓発をはかる。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 児童アンケートの実施

年3回の児童アンケートを実施する。また、アンケートをもとに、一人ひとりの児童と面談において直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 職員会での情報交換

日々の学習の様子や子ども達の会話の中から気になる児童の状況をつぶさに読み取る。毎月生徒指導部会を行い、気になる児童の状況を報告し合うことで児童の現状を全職員で共通理解する。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職や生徒指導主任に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導いじめ防止推進委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

時 期	いじめ未然防止に対する具体的取り組み
通 年	○児童に対する情報交換 ○行事を通じた人間関係づくり ○たてわり班遊び ○教育相談(保護者との情報交換)随時
一 学 期	○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○学級開き・学級ルールづくり ○いじめ対策についての説明・啓発 ○いじめ対策についての啓発 ○個別懇談会 ○アンケート・面談
二 学 期	○自己評価の実施 ○インターネット状況調査 ○個別懇談会 ○人権週間 ○アンケート・面談
三 学 期	○学校評価の実施 ○年間行事の見直し ○いじめ未然防止の取り組み 成果と課題 ○アンケート・面談